

会議名称	平成27年度第1回平塚市スポーツ推進審議会
日時	平成27年(2015年)6月29日(月) 14時30分から16時まで
会場	平塚球場 会議室
委員数	15名
出席者 委員	13名 陶山正明、萩裕美子、田中國義、杉山鎮夫、首藤幸子、浜田妙子、八田力、畔柳豪、市川正雄、大曾根俊久、細野文夫、中尾圭作、歌門俊雄
出席者 事務局	5名 鈴木社会教育部長、小泉スポーツ課長、市川課長代理、五島課長代理、植手主査

1 陶山会長あいさつ

2 鈴木社会教育部長あいさつ

【事務局】

平塚市スポーツ推進審議会規則第4条に規定する定足数は委員定数15名に対し、本日の出席者13名で過半数を超えているため、会議が成立することを事務局から報告する。

3 議題

(1) 平塚市スポーツ推進計画について

- 平塚市スポーツ指導者制度(案)、平塚市スポーツボランティア制度(案)、平塚市スポーツ推進計画の進行管理について、事務局から説明。

○ 平塚市スポーツ指導者制度(案)について

【事務局】

前回、3月に開催したスポーツ推進審議会の中で、スポーツ指導者制度の創設ということで、新規事業として、平塚市スポーツ指導者制度運営要綱(案)として御提示させていただき、スポーツ指導者制度の運用等について説明をさせていただきました。

前回指摘のあった、運営要綱や各種書式に記載されている指導者制度、指導者登録制度の文言を指導者制度に統一した点や、表現が不明確だった部分を訂正した。

概略は、条件を満たすスポーツ指導者に登録申請をしてもらい、申請内容の確認をスポ

ーツ課で行う。申請内容の確認が済んだら、申請者にスポーツ指導者として登録した旨の通知をする。また、登録者の登録者情報はあらかじめ申請の段階で、登録者が承諾した範囲内で登録簿に登載される。登録簿はスポーツ課で閲覧出来、ホームページでも公開される。

登録簿に登載されたスポーツ指導者に指導の依頼をしたい利用者は、平塚市スポーツ指導者制度依頼書（第3号様式）をスポーツ課に提出する。スポーツ課は、希望の指導者情報のわかる登録簿を依頼者に提供する。登録簿の提供を受けた依頼者は、指導者に直接連絡をする。ただし、指導者の連絡先が分からない場合（連絡先が非公開の場合）は、スポーツ課で指導者に連絡を取り、指導を受けたい利用者に連絡先を教える旨を伝え、利用者に連絡先を教え、利用者は指導者に直接連絡をする。指導者制度を利用した場合は、活用事業報告書をスポーツ課に提出する。

また、今後検討を重ねた後に、登録者や利用者に周知を行うための、チラシを前回は修正を加えて作成した。制度の概略を記載したもの、制度の利用手順、登録者の募集用、登録手順を記載したチラシとなっている。

○ 平塚市スポーツボランティア制度（案）について

【事務局】

こちら前回は3月に開催したスポーツ推進審議会の中で、スポーツボランティア制度の創設ということで、新規事業として、平塚市スポーツボランティア制度運営要綱（案）として御提示させていただき、スポーツボランティア制度の運用等について説明をさせていただいた。こちら指導者制度と同じく、運用方法等は基本的には変わらない。登録をしようとする方は、指導者制度と同じく規程の様式に必要事項を記載し、スポーツ課に提出し、登録されたスポーツボランティアは登録簿に登載され、登録簿に登載されている情報を確認し、スポーツボランティアを活用したい利用者は規程の様式に必要事項を記載し、スポーツ課に提出する。スポーツ課から登録ボランティア情報の提供を受けた利用者は直接登録ボランティアに直接連絡する。制度を利用した場合は活用事業報告を行う。

また、ボランティア制度もチラシを前回は修正を加えて作成した。制度の概略を記載したもの、制度の利用手順、登録者の募集用、登録手順を記載したチラシとなっている。

なお、登録者募集のチラシには、上段の登録者募集と記載されている下に、具体的なボランティア内容を記載するようにした。具体的なボランティア内容を煮詰めて、代表的なものをここに記載する予定でいる。

運用計画だが、今回、スポーツ推進審議会に修正した様式等を提示させていただいたが、提示した案に意見をいただき、修正を加えて運用を開始していきたいと考えている。

まず、登録者の募集を開始して、登録者の登録状況にもよるが、登録状況が整ったら、（登録者の整理は3か月位を予定）利用者の募集を開始する。第2回、3回のスポーツ推進審議会では進捗状況を報告という流れを考えている。

【委員】

運営要綱や各種書式に記載されている制度の名称を統一するという説明だが、要綱に記載されている名称はそのままだが、統一しないのか。

【事務局】

印刷がかすれてわかりづらいが、資料の文言の記載の上から取り消し線を引いている。

【会長】

今回提示されているチラシは完成版で良いか。

【事務局】

完成版で良い。ただし、平塚市スポーツボランティア制度の具体的なボランティア内容を記載している部分は、具体的なボランティア内容を今後検討して、もう少し記載方法を工夫したい。

【委員】

暴力団排除条例に基づく、暴力団関係者の登録対象者からの除外規定を追加した方が良いのではないか。

【副会長】

登録申請の際の申請内容の審査もあるが、要綱に明記してある方が、なお良い。

【事務局】

暴力団関係者の登録対象者からの除外規定の追加を検討する。

【委員】

運営要綱（案）の登録対象指導者の第3条3項のスポーツ等に関する公益法人公認の指導者等の資格を有する者とは、日本体育協会やまちづくり財団も含まれるという解釈でよろしいか。

【事務局】

含まれる。

【委員】

運営要綱（案）の依頼者の責務の第11条第2項に記載されている指導方針及び指導計画等については文書化した様式を作成した方がよいのではないか。

【事務局】

検討する。

【事務局】

前回のスポーツ推進審議会で提示したチラシに比べて、今回提示したチラシは、ページ数は増えているが、制度説明、利用手順、登録者募集、登録手順とテーマごとに内容を記載し作成したので、見る側にとっては理解しやすくなっている。

【会長】

周知の対象はどこか。

【事務局】

まずは公的施設等が中心になる。

【委員】

登録手順のチラシのスポーツ課での業務の流れの項目に、申請内容の審査という文言を追加した方が良いのではないかと。

【会長】

審査は行うが、審査という文言の明記は、重く受け止められ、登録の妨げの懸念もある。

【事務局】

申請内容の確認がそれにあたるが、検討する。

【副会長】

登録にあたっての基準は高くせず、しっかりと審査も行いながら、かつ、特別なスポーツ指導者であるという格付けのある仕組み作りが重要である。

【事務局】

要綱（案）の施行日については、決裁を終えた日付になるので、御承知おきいただきたい。

○ 平塚市スポーツ推進計画の進行管理について

【事務局】

前回3月の26年度最後のスポーツ推進審議会の後、3月30日に、推進計画に位置付けられている事業を実施している庁内の各課を集めて、平成26年度平塚市スポーツ推進計画事業報告会議ということで、スポーツ課で実施する新規事業の説明と各課の実施事業報告を行った。そして、後日、各課の実施事業報告を事業評価依頼ということで、前回の審議会でも提示した事業評価シートを修正し、推進計画実施事業の事業評価シートとして提出いただいた。

シートの形式は各課の入力やシートの作成の負担はなるべく軽減し、なおかつ、必要な情報が得られる形のシートが良いということだったので、その点に留意しながら、シートを修正した。

事業評価シートに直接入力するのではなく、入力シートに入力または、選択するかたちで作成した。エクセルの入力シートに入力または、選択した項目が事業評価シートに反映するようになっている。事業評価シートの項目の多くをある程度機械的に選択等できるようになっているので、シートを作成する側の負担は、軽減できている。

集計した結果は事業の検証、今後の事業展開が推進計画を進行管理する上で必要な情報となってくる。特に今後の事業展開の事業の継続、統合等の情報は、スポーツ推進計画を見直していく上で重要な情報となるので、特に留意しながら関係各課に確認をして、実施事業の管理を随時行っていく予定。

また、庁内各課でも実施している事業評価シートにある程度準じて、かつ入力等の負担を軽減した事業評価シート作成したが、実際に事業評価シートの集計情報を活かす仕組み、及び資料をもう少し充実させたい。

【会長】

集計結果についてだが、特に説明するべき点はあるか。

【事務局】

スポーツ課事業の市民総合体育大会と各種スポーツ大会開催事業について、女性スポーツ大会とナイターソフトボール大会については前年度のスポーツ推進審議会でご説明したとおり、教育委員会主催の事業としては廃止とさせていただいたので、廃止の記載となっている。実際は一部廃止である。

また、青少年課事業の青少年交流体験事業について、目標達成という判断から、事業廃止として、他事業に予算配分したいとのこと。

また、高齢福祉課事業の筋肉はつらつ教室、お体はつらつ教室、転倒骨折予防教室について、高齢福祉計画の見直しの結果、事業名を変えて、統合、強化するとのこと。

【副会長】

今後の事業展開には、継続等の具体的な理由や経緯を記載した方が良い。

【事務局】

担当課に確認をして、記載をする。

庁内で実施している事業評価シートは、予算事業ベースで評価をさせるものや、事業ベースで評価させるものがあり、それぞれの評価シートで、評価基準の違いにより、同事業でも評価内容が違ってくる。しっかり把握する意味でも、具体的な理由や経緯は必要である。

【委員】

この集計結果はどのように使用するのか。市民に公表するのであれば、もう少し表現方法等精査する必要があるのではないか。

【事務局】

スポーツ推進計画の進捗状況は公表することになっている。公表する集計情報はまた、別の集計資料として作成する予定だが、今回提示した資料についても、新たに作成する集計資料の基になるので、御意見いただきたい。

【委員】

公表する資料だとすれば、市民の誤解を招かぬよう、表現方法等を明確にした方が良い。

【会長】

小学校プール開放事業については、今後の事業展開は継続だが、詳細情報はあるのか。

【事務局】

事業自体は継続と記載したが、事業の縮小等全体的な在り方について、検討していく予

定。

【委員】

成果、評価を客観的に判断できる数値として表示は行わないのか。

【事務局】

提示した資料には数値としての記載項目はない。資料の中の成果や評価を数値化できる指標はあるので、今回提示した資料に追加記載するか、別資料として作成するかは検討する。

【委員】

スポーツ普及員については、スポーツ推進審議会で検討するということが良いか。

【事務局】

良い。

【会長】

今回提示された集計情報は、内部資料ということによろしいか。

【事務局】

良い。公表資料は、関係各課に確認した後に改めて作成する。

【副会長】

集計情報はどのような順序か。

【事務局】

スポーツ推進計画の体系図の順序である。

【副会長】

体系図も表中に記載した方が見やすい。それぞれの進捗状況が確認しやすくなる。

(2) 第64回市民総合体育大会の視察について

【事務局】

第64回市民総合体育大会の視察コースについて、3つの視察コース案の中からコースを決定していただきたい。去年は案1。

【委員】

案1で良い。

4 その他

(1) 6月市議会総括質問について

【事務局】

大神スポーツ広場は6時～18時が利用時間として設定されている。冬場は日没で利用できず、使用料が返金される期間があるとのこと。冬時間・夏時間の設定を、ということで、冬は4時半には日没で暗くなり、朝の6時ではまだ暗い状況で、この利用時間帯はいいのかという声が市民からある。日没で返金処理している声も聞いているが実績はどうか。

朝の時間の利用はどうか、ということで、日没による返金の実態はないが、全体の利用の中では、雨天キャンセルの実態はある。6時から8時までの時間で冬場、11月から3月では88件の利用があったと回答した。

委員から、88件の利用があるとは思わなかった。軟式庭球場では、7月8月では夏時間が設定されている。通常では9時から5時が夏場では9時から19時に、冬場では11時から設定されているが、このような時間設定がされている理由についてお尋ねしたいとの質問に、時間設定の違いについて、テニスコートは、総合公園のテニスコートもあり、全てのコートについて9時に統一している。軟式庭球場の夏時間の設定については、団体からの要望等もあり、夏は継続して使いたいこともあり、大会もある関係上伸ばしている。大神スポーツ広場は、より多くのコマを使って頂きたいとの観点から日の出日没の年間の関係を考えて6時から18時の時間帯が多く利用いただけるということで実施している。平塚球場についても6時から2時間ずつの設定で多くの方に利用いただいていると回答した。

【委員】

大神スポーツ広場の管理状況は。

【事務局】

指定管理者制度である。

【委員】

雨天時の使用決定の判断は誰がするのか。

【事務局】

指定管理者である。

【委員】

平塚球場は使用者と球場管理者が協議の上、使用を決定するとなっているが、大神スポーツ広場はどうなっているか。一方的に使用の判断を管理者が決定していないか。

【事務局】

使用可能な状況であれば、利用者と連絡調整して使用決定の判断を行っている。

【委員】

利用者に使用決定の判断基準等が知られていない事実があるので、検討していただきたい。

【事務局】

検討する。

5 閉会